

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

- 徴収事務の委託（2件）【産業経済局総務政策部渡船事業所】 4
- 利用料金の額の承認【産業経済局農林水産部総合農事センター】 6
- 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】 8
- 平成30年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局健康医療部保険年金課】 9
- 平成30年度の国民健康保険料の減額する額【保健福祉局健康医療部保険年金課】 10
- 徴収事務の委託【保健福祉局人権推進センター同和対策課】 12
- 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 13
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 14
- 収納事務の委託（2件）【市民文化スポーツ局松本清張記念館事務局】 16
- 収納事務の委託（2件）【市民文化スポーツ局文学館事務局】 18
- 平成30年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録【財政局税務部固定資産税課】 20

◇ 公 告

- 北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】 21
- 北九州市が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】 25
- 北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】 28

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 3 1
- 総合特別区域法施行規則に基づく指定法人の指定の有効期間の変更【企画調整局地方創生推進室】 3 4

◇ 消 防 局

- 北九州市消防署組織規程等の一部を改正する訓令【消防局総務部総務課】 3 5

◇ 上下水道局

- 出納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経営企画課】 3 8
- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道計画課】 3 9
- 北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 4 0
- 北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 4 4
- 北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 4 7

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 5 1
- 北九州市交通局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 5 5
- 北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 5 8

◇ 病 院 局

- 収納及び徴収事務の委託【病院局経営課】 6 2
- 北九州市病院局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【病院局経営課】 6 3
- 北九州市病院局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【病院局経営課】 6 7

- 北九州市病院局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【病院局経営課】 7 1

◇ 公営競技局

- 総括出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関の指定【公営競技局総務課】 7 4
- 北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 7 5
- 北九州市公営競技局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 7 9
- 北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 8 2

北九州市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目4番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市渡船事業所小倉分室における小倉航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
松山・小倉フェリー 株式会社小倉支店	北九州市小倉北区浅 野三丁目10番31 号	平成30年4月1日から平 成31年3月31日まで

北九州市告示第109号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）第6条第3項の規定により、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間の北九州市立総合農事センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

金額				備考
冷蔵 庫	0.06立方メートルにつき		日額 市外居住者30円 市内居住者20円	1 体積は、冷蔵処理物の容器の体積とする。 2 体積が0.06立方メートルに満たないとき、又は体積に0.06立方メートル未満の端数があるときは、0.06立方メートルとして計算する。 3 入庫日及び出庫日は、それぞれ1日として計算する。
展 示 ホ ー ル	—	9時～12時	12時～16時30分	営利のための即売会を主たる目的とする利用及び入場料等を徴収する利用に係る場合の額は、規定の額の15割に相当する額とする。
	全 区 画	3,600円	5,400円	
	区 画 A	2,800円	4,200円	
	区 画 B	800円	1,200円	
A研 修室	1時間又はその端数ごとに800円			
B研 修室	1時間又はその端数ごとに300円			
小会 議室	1時間又はその端数ごとに100円			
駐 車 場	普 通 駐 車	大 型 自 動 車 及 び	1 台 1 回	1,000円 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。

	中型自動車		
	普通自動車	1時間まで	100円
		1時間を超える場合	300円
回数券による駐車	100円券1枚		1,000円
	100円券20枚		10,000円
	100円券1,250枚		100,000円

北九州市告示第 1 1 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市響灘西地区廃棄物処分場及び北九州市日明積出基地におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	平成 3 0 年 4 月 1 日 から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目 1 8 番 1 号	

北九州市告示第 1 1 1 号

北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号）第 1 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 1 4 条の 1 0 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 1 4 条の 1 5 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する国民健康保険料の平成 3 0 年度における料率を決定したので、同条例第 1 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 基礎賦課額の保険料率

- | | | |
|-------|--------------------------|---------------|
| (1) | 被保険者均等割 | 2 0 , 3 1 0 円 |
| (2) | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 2 4 , 1 0 0 円 |
| (3) | 特定世帯の世帯別平等割 | 1 2 , 0 5 0 円 |
| (4) | 特定継続世帯の世帯別平等割 | 1 8 , 0 7 0 円 |

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- | | | |
|-------|--------------------------|-------------|
| (1) | 被保険者均等割 | 7 , 2 0 0 円 |
| (2) | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 8 , 6 6 0 円 |
| (3) | 特定世帯の世帯別平等割 | 4 , 3 3 0 円 |
| (4) | 特定継続世帯の世帯別平等割 | 6 , 4 9 0 円 |

3 介護納付金賦課額の保険料率

- | | | |
|-------|---------|-------------|
| (1) | 被保険者均等割 | 7 , 7 6 0 円 |
| (2) | 世帯別平等割 | 6 , 9 8 0 円 |

北九州市告示第 1 1 2 号

北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号）第 2 0 条及び北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 4 1 号。以下「規則」という。）第 8 条に規定する国民健康保険料の平成 3 0 年度における減額する額は、次のとおりである。

平成 3 0 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 規則第 8 条第 1 項第 1 号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に 1 0 分の 7 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 1 4 , 2 2 0 円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 5 , 0 4 0 円
 - (3) 介護納付金賦課額分 5 , 4 4 0 円
- 2 規則第 8 条第 1 項第 1 号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に 1 0 分の 7 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 6 , 8 7 0 円
 - イ 特定世帯 8 , 4 4 0 円
 - ウ 特定継続世帯 1 2 , 6 5 0 円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6 , 0 7 0 円
 - イ 特定世帯 3 , 0 4 0 円
 - ウ 特定継続世帯 4 , 5 5 0 円
 - (3) 介護納付金賦課額分 4 , 8 9 0 円
- 3 規則第 8 条第 1 項第 2 号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に 1 0 分の 5 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 1 0 , 1 6 0 円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 3 , 6 0 0 円
 - (3) 介護納付金賦課額分 3 , 8 8 0 円
- 4 規則第 8 条第 1 項第 2 号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に 1 0 分の 5 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 2 , 0 5 0 円
 - イ 特定世帯 6 , 0 3 0 円
 - ウ 特定継続世帯 9 , 0 4 0 円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分

ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,330円
イ	特定世帯	2,170円
ウ	特定継続世帯	3,250円
(3)	介護納付金賦課額分	3,490円
5	規則第8条第2項第1号の当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額	
(1)	基礎賦課額分	4,070円
(2)	後期高齢者支援金等賦課分	1,440円
(3)	介護納付金賦課額分	1,560円
6	規則第8条第2項第2号の当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額	
(1)	基礎賦課額分	
ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,820円
イ	特定世帯	2,410円
ウ	特定継続世帯	3,620円
(2)	後期高齢者支援金等賦課額分	
ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,740円
イ	特定世帯	870円
ウ	特定継続世帯	1,300円
(3)	介護納付金賦課額分	1,400円

北九州市告示第 1 1 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北方体育交流センター 運営委員会 代表 森谷四六	北九州市小倉南区北方 三丁目 4 0 番 1 号	平成 3 0 年 4 月 1 日か ら平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社広吉環境開発	北九州市門司区大字大積 4 0 0 番地	平成 3 0 年 4 月 1 日 から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
市川産業株式会社	北九州市八幡東区前田 二丁目 1 2 番 1 3 号	
北九州グリーン清掃株式会社	北九州市若松区響町一 丁目 5 0 番地	
九州清掃事業センター株式会社	北九州市小倉北区親和 町 6 番 3 0 号	

北九州市告示第115号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月2日

北九州市長 北橋健治

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の門司の項中

「

門司11号岸壁1号荷さばき地	門司区東港町	442.45	1級
門司11号岸壁2号荷さばき地	門司区東港町	154.80	2級
門司11号岸壁3号荷さばき地	門司区東港町	945.88	1級

」

を

「

門司11号岸壁3号荷さばき地	門司区東港町	1,162.76	1級
----------------	--------	----------	----

」

に

改める。

8 保管施設の野積場の表の門司の項中

「

田野浦2号野積場	門司区田野浦海岸	670.81	1級
----------	----------	--------	----

」

を

「

田野浦2号野積場	門司区田野浦海岸	692.26	1級
----------	----------	--------	----

」

に

改める。

1 3 港湾管理施設の港湾管理事務所その他の港湾管理施設の表の門司の項

中

「

太刀浦 2 号機材 庫	門司区太 刀浦海岸	鉄骨造スレー トぶき平屋建	5 7 0 . 0 0	1 級
田野浦 2 号上屋 付属事務所	門司区田 野浦海岸	鉄筋プレハブ 造平屋建	2 1 . 4 5	2 級

を

」

「

太刀浦 2 号機材 庫	門司区太 刀浦海岸	鉄骨造スレー トぶき平屋建	5 7 0 . 0 0	1 級
----------------	--------------	------------------	-------------	-----

に

」

改める。

1 4 港湾施設用地の港湾厚生施設敷の表の門司の項を削る。

北九州市告示第 1 1 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立松本清張記念館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新町 1 番 3 号	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新町 1 番 3 号	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立文学館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した

。

平成 3 0 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新町 1 番 3 号	平成 3 0 年 4 月 1 日か ら平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立文学館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新町 1 番 3 号	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第120号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成30年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第194号

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事

- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く平成30年4月2日から平成31年3月29日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力、送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ及びトは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、ト及びナは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

セ 鋼構造物工事関係調書

- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

平成 3 0 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 1 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 1 2 月に平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問い合わせ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課
北九州市小倉北区内 1 番 1 号(北九州市役所 1 5 階)
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5
F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第195号

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成30年4月2日から同年7月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イ、ウ、エ、オ、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びセは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

オ 申請業務に関する調書（その3）

カ 使用印鑑届

- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載したものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成30年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成30年6月に平成30年度及び平成31年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区域内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第196号

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成30年4月2日から同年7月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オ、カ、キ、ク、ケ及びサは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ及びケは(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成30年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成30年6月に平成30年度及び平成31年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第197号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 異動届入力・窓口案内業務委託 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期間 平成30年7月1日から平成33年6月30日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年4月18日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 総合評価のための書類の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

イ 日時 公告の日から平成30年4月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年4月13日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

(5) 郵便による場合の総合評価のための書類の提出期限

第1号アの場所に書留郵便により、平成30年4月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎第6入札室

イ 日時 平成30年4月18日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 入札者が提出した総合評価のための書類について、入札説明書に示す総合評価の方法によって総合評価を行う。得られた総合評価点数の最も高いものを落札者とする。

イ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適応を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2107

6 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be produced:

Guide at ward offices, data processing of the resident card

(2) Deadline of Tender(in Person)

2:00 p.m. April 18, 2018

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00 p.m. April 17, 2018

(4) For further information, please contact:

Family Register and Residents Division,

Citizens' Affairs Department,

Citizen Services, Culture and Sports Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市公告第 198 号

総合特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 39 号）第 17 条第 8 項に基づき、指定法人の指定の有効期間を変更したので、同条第 10 項の規定により次のとおり公告する。

平成 30 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

法人の名称	指定年月日	変更前の指定の有効期間	変更後の指定の有効期間	変更年月日
株式会社三井 スタンプング	平成 29 年 6 月 28 日	平成 30 年 3 月 31 日 まで	平成 32 年 3 月 31 日 まで	平成 30 年 4 月 1 日

北九州市消防局訓令第4号

庁中一般

北九州市消防署組織規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市消防長 土田久好

北九州市消防署組織規程等の一部を改正する訓令

(北九州市消防署組織規程の一部改正)

第1条 北九州市消防署組織規程(昭和61年北九州市消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条 予防課の項中「予防指導係」の次に「(小倉北消防署及び八幡西消防署を除く。)」を加え、同項に次の2項を加える。

予防係(小倉北消防署及び八幡西消防署に限る。)

指導係(小倉北消防署及び八幡西消防署に限る。)

第3条 予防課の項中「予防指導係」の次に「(小倉北消防署及び八幡西消防署を除く。)」を加え、同項に次の2項を加える。

予防係(小倉北消防署及び八幡西消防署に限る。)

- (1) 市民の防災活動及び啓発の実施に関する事。
- (2) 火災予防運動の計画及び実施に関する事。
- (3) 消防に関する広報活動及び広聴活動に関する事。
- (4) 防火管理者、消防設備士、危険物取扱者等に関する事。
- (5) 自主防災組織等の設立及び育成指導に関する事。
- (6) その他火災予防に関する事。
- (7) 区における危機管理の調整に関する事。

指導係(小倉北消防署及び八幡西消防署に限る。)

- (1) 予防査察及び違反処理に関する事。
- (2) 防火対象物の点検及び防災管理の点検に関する事。
- (3) 防災規制に関する事。
- (4) 喫煙、裸火等火の使用の制限に関する事。
- (5) 建築物の確認の同意等に関する事。
- (6) 消防用設備等の設置の指導及び検査に関する事。
- (7) 建築物その他工作物の防火対策に関する事。
- (8) 火気使用設備、電気設備等の火災予防措置に関する事。
- (9) 旅館等の防火安全に関する通知書等に関する事。
- (10) 危険物製造所等の許可及び認可に関する事。
- (11) 危険物及び指定可燃物の規制に関する事。

(12) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特定事業所の規制及び指導に関する事

(13) 高圧ガス、火薬類、核燃料物質、放射性同位元素、毒物等の防火対策に関する事

(14) 液化石油ガス販売事業等の許可に係る意見等に関する事

(15) 火災予防関係の各種届出に関する事

（北九州市警防規程の一部改正）

第2条 北九州市警防規程（昭和55年北九州市消防局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「予防指導係長」の次に「（小倉北消防署及び八幡西消防署にあっては予防課予防係長）」を加える。

別表第2中

「

予防課 予防指導係	(1) 消防対象物の情報に関する事。 (2) 災害情報の収集、整理及び関係機関への連絡に関する事。 (3) 付近住民の避難誘導及び現場広報に関する事。 (4) 自衛消防組織との連携調整に関する事。 (5) 区の危機管理の調整に関する事。 (6) その他必要な事項
--------------	--

を

「

予防課 予防指導係 （小倉北消防署及び八幡西消防署を除く。）	(1) 消防対象物の情報に関する事。 (2) 災害情報の収集、整理及び関係機関への連絡に関する事。 (3) 付近住民の避難誘導及び現場広報に関する事。 (4) 自衛消防組織との連携調整に関する事。 (5) 区の危機管理の調整に関する事。 (6) その他必要な事項
予防課 予防係 （小倉北消防	(1) 付近住民の避難誘導及び現場広報に関する事。 (2) 自衛消防組織との連携調整に関する事。

に

署及び八幡西 消防署に限る 。)	(3) 区の危機管理の調整に関すること。 (4) その他必要な事項
予防課 指導係 (小倉北消防 署及び八幡西 消防署に限る 。)	(1) 消防対象物の情報に関すること。 (2) 災害情報の収集、整理及び関係機関への連絡に関すること。 (3) その他必要な事項

改める。

別表第3の4 若松消防署警防部隊大隊の編成の項を次のように改める。

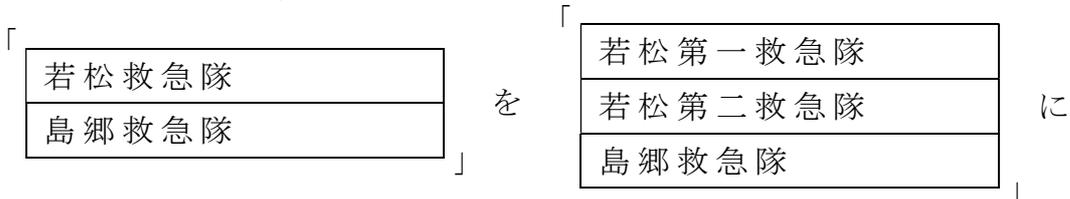
4 若松消防署警防部隊大隊の編成



(北九州市救急業務規程の一部改正)

第3条 北九州市救急業務規程(平成元年北九州市消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表の若松消防署の項中



改める。

付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第 11 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書の規定により、北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

平成 30 年 4 月 2 日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 みずほ銀 行	北九州支店	北九州市小倉北区京町 一丁目 4 番 17 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市上下水道局告示第12号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

平成30年4月2日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
8098	進興設備工業株式会社 大野史朗	福岡市南区玉川町4 番2号	平成30年3月31 日
2100	有限会社ジャパン ・トータルサービ ス 楠健太郎	北九州市小倉北区片 野新町一丁目12番 21号	平成30年3月31 日

北九州市上下水道局公告第30号

北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く平成30年4月2日から平成31年3月29日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力、送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ及びトは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、ト及びナは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

平成 3 0 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 1 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 1 2 月に平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問い合わせ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号（小倉北区役所西棟 4 階）
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7

北九州市上下水道局公告第31号

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- ナ 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成30年4月2日から同年7月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イ、ウ、エ、オ、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びセは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載したものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日まで
- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 6 月に平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問い合わせ先
北九州市上下水道局総務経営部経営企画課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号（小倉北区役所西棟 4 階）
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7

北九州市上下水道局公告第32号

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市上下水道局長 有田仁志

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に

定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成30年4月2日から同年7月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オ、カ、キ、ク、ケ及びサは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ

、オ及びケは（１）による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 北九州市税に係る納税証明書

キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ク 営業に関する許認可証の写し

ケ 契約実績経歴書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 社会的責任・社会貢献関係資料

（３） 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 6 条第 1 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 6 月に平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号（小倉北区役所西棟 4 階）

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7

北九州市交通局公告第9号

北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項の定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市交通局長 吉田茂人

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に

定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成30年4月1日から同年7月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力、送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オ、カ、キ、ク、ケ及びサは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ

、オ及びケは（１）による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 北九州市税に係る納税証明書

キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ク 営業に関する許認可証の写し

ケ 契約実績経歴書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 社会的責任・社会貢献関係資料

（３） 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 6 条第 1 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続等

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 6 月に平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町 3 番 1 号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市交通局公告第10号

北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第4号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市交通局長 吉田茂人

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- ナ 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く平成30年4月2日から同年7月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力、送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イ、ウ、エ、オ、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びセは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載したものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続き

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 6 月に平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
電話 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 0 1
F A X 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 2 2

北九州市交通局公告第11号

北九州市交通局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第3号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市交通局長 吉田茂人

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く平成30年4月2日から平成31年3月29日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力、送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ及びトは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、ト及びナは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

平成30年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成31年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成30年12月に平成31年度及び平成32年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問い合わせ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、北九州市立病院における使用料及び手数料の収納及び徴収の事務を次のとおり委託した。

平成30年4月2日

北九州市病院局長 古川 義彦

受託者		委託業務内容	病院名	委託期間
氏名	住所			
太平ビルサー ビス株式会社 北九州支店長 宮 弘之	北九州市小倉 北区堺町一丁 目6番15号	駐車場の料金 収納	市立医療セン ター	平成30年4 月1日から平 成31年3月 31日まで
岡崎建工株式 会社 代表取締役 岡崎 毅	北九州市小倉 北区下到津五 丁目9番22 号	駐車場の料金 収納	市立八幡病院	平成30年4 月1日から平 成30年12 月31日まで
株式会社ニチ イ学館 代表取締役 森 信介	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目9番地	患者の料金収 納	市立医療セン ター	平成30年4 月1日から平 成31年3月 31日まで
株式会社メデ ィカル・プラ ネット 西日本支店長 眞子智至	北九州市小倉 北区堺町一丁 目3番15号	患者の料金収 納	市立八幡病院	平成30年4 月1日から平 成30年12 月31日まで
特定医療法人 茜会 理事長 吉水一郎	山口県下関市 上新地町一丁 目5番2号	患者の手数料 徴収	市立門司病院	平成30年4 月1日から平 成31年3月 31日まで
八幡ビル管理 株式会社 代表取締役社 長 出口 周	北九州市八幡 東区中央一丁 目5番8号	保育料の収納	市立医療セン ター 市立八幡病院	平成30年4 月1日から平 成30年12 月31日まで

北九州市病院局公告第8号

北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市病院局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に

定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成30年4月2日から同年7月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オ、カ、キ、ク、ケ及びサは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ

、オ及びケは（１）による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 北九州市税に係る納税証明書

キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ク 営業に関する許認可証の写し

ケ 契約実績経歴書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 社会的責任・社会貢献関係資料

（３） 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 6 条第 1 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 6 月に平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市病院局経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市病院局経営課

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号（北九州市役所 1 0 階）

電話 093-582-3055

FAX 093-582-3060

北九州市病院局公告第9号

北九州市病院局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市病院局管理規程第7号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市病院局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く平成30年4月2日から平成31年3月29日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力、送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ及びトは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、ト及びナは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

平成 3 0 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 1 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 1 2 月に平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市病院局経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問い合わせ先

北九州市病院局経営課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号(北九州市役所 1 0 階)
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 0 5 5
F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 0 6 0

北九州市病院局公告第10号

北九州市病院局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市病院局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- な 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成30年4月2日から同年7月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イ、ウ、エ、オ、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びセは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載したものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 6 月に平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市病院局経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市病院局経営課
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号（北九州市役所 1 0 階）
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 0 5 5
F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 0 6 0

北九州市公営競技局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定に基づき、北九州市公営競技事業の業務に係る現金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる総括出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関を次のとおり指定した。

平成30年4月2日

北九州市公営競技局長 上野孝司

総括出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関の名称	取扱店		指定日
	公金の収納及び支払事務	公金の収納事務	
株式会社福岡銀行	北九州営業部	本店、支店、出張所及び派出所	平成30年4月1日
株式会社西日本シティ銀行	北九州営業部	本店、支店、出張所及び派出所	平成30年4月1日

注 総括出納取扱金融機関として取り扱う年度は、株式会社福岡銀行は奇数事業年度、株式会社西日本シティ銀行は偶数事業年度とする。

北九州市公営競技局公告第1号

北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市公営競技局長 上野孝司

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く平成30年4月2日から平成31年3月29日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力、送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ及びトは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、ト及びナは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

平成 3 0 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 1 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 1 2 月に平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問い合わせ先

北九州市公営競技局総務課
北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号
電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0
F A X 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6

北九州市公営競技局公告第2号

北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市公営競技局管理規程第10号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市公営競技局長 上野孝司

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- な 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成30年4月2日から同年7月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イ、ウ、エ、オ、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びセは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載したものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 6 月に平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0

F A X 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6

北九州市公営競技局公告第3号

北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を平成30年度において行うため、規則第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成30年4月2日

北九州市公営競技局長 上野孝司

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に

定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成30年4月2日から同年7月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オ、カ、キ、ク、ケ及びサは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ

、オ及びケは（１）による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 北九州市税に係る納税証明書

キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ク 営業に関する許認可証の写し

ケ 契約実績経歴書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 社会的責任・社会貢献関係資料

（３） 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 6 条第 1 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 3 0 年 6 月に平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476